

# 労働安全衛生法

「先人の血」で書かれた文字

小川英郎／弁護士（ウエール法律事務所）

## 安全衛生の最低基準

命と健康は、すべての働く人にとつて切実な関心事です。多くの労働者は1日の多くの活動時間を仕事に費やしております、長時間労働や危険・有害な業務で命や健康が損なわれる危険が常にあります。

そこで、旧労働基準法第5章は、労働現場における作業環境や設備等を整え、労働者の生命・身体に対する危害を

防止するための措置を講じてきました。しかし、高度経済成長の中で経済活動が活発化し、簡素な労働基準法の規定では対応できなくなり、72年に労働安全衛生法（労安法）が制定されました。

労働基準法の姉妹法として、使用者が遵守すべき安全衛生の最低基準を定めるとともに、労働災害防止のために総合的な法規制を行い、職場における労働者の安全と健康

を確保して、快適な職場環境の形成を促進する法律です。職場環境も時代によつて変化しており、労安法も逐次改正がなされています。近年では、職場における精神疾患の激増により、06年の改正では、外労働をさせた労働者について、事業者は医師の面接指導を受けさせ、その結果に基づく措置を講じなければならぬとされました。

もちろん、一定規模以上の事業場だけでなく、小規模の事業場こそ切実な安全衛生対策が求められます。そこで労安法は、より簡易な安全管理体制の規定を設けています。常時10人以上の労働者を使用する事業場には、工業的な事業場には、工業的な事業場には安全衛生推進者を、

それ以外の事業場には衛生推進者を置かなければなりません。銀行であろうとスーパーであろうと、10人以上が常時勤務していれば衛生推進者が必要なのです。あなたの職場はどうですか。チェックしてみてください。

また、製造業や運送業などで常時50人以上の労働者を使用する事業場には、安全委員会を設けねばなりません。業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用している事業場には、衛生委員会の設置義務があります（二つをあわせて安全衛生委員会とすることでもあります）。

衛生委員会は、衛生に関する重要事項について調査・審議して事業者に意見を述べます。06年の規則改正により、

長時間労働やメンタルヘルス対策が衛生委員会の付議事項に追加されました。衛生委員会には、衛生実務経験のある労働者も委員になりますので、職場における精神疾患防止のため、衛生委員会を活性化することが非常に重要です。

産業医 重い職責

常時50人以上の労働者を使用している使用者は、産業医を選任しなければなりません。常時1千人以上の職場では必ず1人は専属の産業医を置かなければなりません（5千人以上の職場は2人以上）。

産業医は労働者の健康管理に責任を持つ大変重い職責を有しています。例えば、健康状態に問題のある労働者を見たときは、事業者に対し

て、休ませたり作業を軽減させるなどの措置を勧告できます。産業医から勧告を受けたにもかかわらず、仕事をさせ続け、労働者が健康を損ねた場合には、事業者は民事上の損害賠償責任を負うことになります。産業医は少なくとも毎月1回、職場巡回をして作業の実態をチェックしなければなりません。メンタルヘルス確保の観点から産業医の役割は大きくなっています。

うつ病などの精神疾患で休職した労働者の復帰にあたっては、主治医と産業医の意見が重要となります。しかし、産業医が精神疾患の専門外であつたり、主治医が職場復帰を認めたにもかかわらず、会社の意向に沿つて安易に「復帰不可」と判断するなど、現

に責任を持つ大変重い職責を負っています。例えば、健康状態に問題のある労働者を見たときは、事業者に対し